○農林水産省告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏字十二沢三四七の一、三四九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十六年二月十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
西日本高圧瓦斯株式会社	福岡県福岡市博多区古門戸町四番十六号	西日本高圧瓦斯株式会社大分事業所大分県大分市大分流通業務団地二丁目一―六	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項まで規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	平成二十六年二月四日

○国土交通省告示第百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉政沢及び吉政沢支流

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第二百七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県南都留郡山中湖村平野

字柳原　五六六番一　一号、五号及び六号

字吉政　六四一番一三　二号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から二十号までを順次結んだ線及び標柱七号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南都留郡山中湖村平野

字吉政　六〇八番一　七号から二十号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大畑沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（平成二十四年国土交通省告示第四百七十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山梨県上野原市桐原

字桃木　五二九七番一

五三〇四番一

五三〇七番一

五三四六番一

五三五一番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第四百七十四号で指定した同号二に掲げる土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）

山梨県上野原市桐原

字桃木　五三五一番一　一号及び四号

五三四七番一　二号

五三四六番一　三号

○国土交通省告示第百三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桐ノ木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県甘楽郡下仁田町馬山

字若宮　二七九四番二　一号

二七九四番一　二号

字山際　二四一三番一　三号及び四号

二四一二番一　五号から七号まで

二三九二番二　八号

二四一一番二　九号

一七五〇番　十号

一七五二番　十一号及び十二号

一七五四番　十三号

一七六〇番一　十四号

一七六五番一　十五号及び十六号

一七六八番二　十七号

一七六六番一　十八号

一七七〇番　十九号及び二十号

一七七五番　二十一号

一七七三番　二十二号及び二十三号

一七九四番　二十四号

一七九八番　二十五号

一八〇二番三　二十六号

一七六二番　二十七号

一八〇六番　二十八号

一七六一番一　二十九号及び三十号

一八〇九番　三十一号から三十三号まで

一八〇八番一　三十四号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

寺ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県みどり市東町花輪

一九六一番四　一号

一九六一番一　二号

一九六一番三　三号

甲一九五九番　四号及び五号

一九四九番一　六号

一九五〇番一　七号

一九四六番一　八号

一九四八番一　九号

一九六〇番一　十号及び十一号

一九四八番五　十二号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

室ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を平成二十四年国土交通省告示第二百二十四号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県高崎市箕郷町松之沢

字大上　二八二番　一号及び二号

二八三番　三号

二八四番地先道路敷　四号及び五号

字水栗　二八八番　六号

二四三番一　七号

字宅見山　二四九番一　八号及び九号

字大平　二四八番　十号

二四七番一　十一号